

平成 30 年 7 月 5 日
高知県医師会広報委員会

高知県医師会報の広告掲載について

高知県医師会報の広告掲載の基準及び決定について次のとおり定める。

(掲載基準)

- 1 高知県医師会報（以下「会報」という。）へ掲載する広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3)第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - (4)政治性又は宗教性のあるもの
 - (5)社会問題についての主義・主張
 - (6)第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (7)誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - (8)風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - (9)前各号に掲げるもののほか、高知県医師会会長が不適當であると認めるもの

(掲載の決定)

- 2 会報への掲載依頼があった場合は、高知県医師会広報委員会（以下「広報委員会」という。）が広告内容を審査し、その可否を決定する。
- 3 前項の規定に関わらず、広報委員会が必要と認めるときは、高知県医師会理事会において協議し、その可否を決定する。